**香取市ケアマネジメントに関する基本方針**

香取市役所福祉健康部高齢者福祉課

**１　策定の趣旨**

香取市の高齢化率は令和２年に３６．４％に達し、この傾向は今後さらに進むことが見込まれています。

国では平成２９年の介護保険法の改正において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取り組みの推進等が定められました。

本市においては地域包括ケアシステムを強化し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

これらを進める中で介護支援専門員は、専門的な知識による高齢者の実態把握・課題分析を通じ、自立支援と要介護状態の重度化防止に向けたケアマネジメントを行う必要があります。

この介護保険制度の根幹をなすケアマネジメントのあり方を、市と介護支援専門員で共有することを目的として、本市のケアマネジメントに関する基本方針を定めました。

**２　居宅介護支援に関する基本方針**

「香取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の第３条において、基本方針を定めています。

1. 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
2. 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
3. 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公平中立に行わなければならない。
4. 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２第１項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
5. 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
6. 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

**３　 介護予防支援に関する基本方針**

「香取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の第２条において、基本方針を定めています。

1. 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
2. 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
3. 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
4. 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
5. 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
6. 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

**ケアプラン点検について**

介護給付費適正化事業として居宅介護支援事業者を対象としたケアプラン点検を実施します

ケアプランがマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援、重度化防止に資する適切なケアプランとなっているかを市と共に検証・確認しながら介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、市においても介護支援専門員が抱える問題点を把握することを目的とします。

ケアプラン点検は採点したり、評価したりするためのものではありません。この検証確認の作業が提出された事例の「振り返り」や「新たな気づき」のきっかけとなり、レベルアップしていくことを目的としてます。

***＜以下の重点項目一覧をチェックリストとして活用してください。＞***

**アセスメント・課題分析**

□ 初回相談時の情報（相談経緯・家族状況・本人生活歴・病歴・趣味等）の記載がありますか。また、独自のアセスメントシートを利用している場合は、国が定める課題分析項目(２３項目）を網羅し、課題分析に必要な十分な情報を収集していますか。

□ 居宅サービス計画の新規作成、変更時（サービス内容の変更、区分変更、認定更新）にアセスメント・課題分析が行われていますか。

□ 利用者を取り巻く社会資源が確認できていますか。

□ 利用者の意向を聞き取り、「その人らしい生活」がイメージできていますか。

□ 医療機関や介護保険施設等を退院、退所し、居宅サービス等を利用する場合には医療機関の職員と面談を行い利用者に必要な情報を収集していますか。

**サービス担当者会議**

□ 新規、更新、区分変更等、居宅サービスの変更が必要な場合は、サービス提供開始前までにサービス担当者会議を開催していますか。

□サービス担当者会議で各事業者からの専門的な意見や検討内容、残された課題等が「サービス担当者会議の要点（第4表）」に記録されていますか。

□ ケアプランに位置付けているサービス担当者がすべて出席していますか。開催できない場合や参加できないサービス担当者がいる場合は照会を行い、照会した年月日、内容及び回答を記録していますか。

□ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は利用の妥当性を検討し、更新時には福祉用具貸与継続の必要性の検討をしていますか。

□ 医療系サービス（訪問看護、通所リハビリテーション等）の利用の場合、主治医に意見を照会していますか。

**サービス計画書（１）**

□ 本人、家族の意向がわかりやすい表現で具体的に記載されていますか。

□ 利用者及び家族を含むケアチームが、共同で行う共通の支援目標が記載されていますか。

□ 独居及び医療系ニーズが高い利用者は緊急連絡先（家族、主治医、訪問看護等）を記載していますか。

□居宅サービス計画の内容について利用者又は家族に説明し、同意を得た日付の記載と署名（又は印）はありますか。

**サービス計画書（２）**

□ 根拠のある課題設定を意識し、利用者の意向と関連付けが図られていますか。

□ 利用者自身が取り組むことができ、一定期間に達成できる実現可能な目標になっていますか。

□ 利用者自身、家族支援、インフォーマル、医療など介護保険以外の支援の記載がありますか。

□ 短期目標は抽象的でなく、利用者や家族が具体的にイメージできるような表現で記載されていますか。

□ 福祉用具の貸与又は福祉用具販売を計画に位置付ける場合は、サービス内容等に当該サービスが必要とする理由を記載していますか。

**週間サービス計画表**

□ 第２表の援助内容に記載されたサービスが、保険給付内外を問わず記載されていますか。

□記載が第２表と合っていますか。

□ 利用者の平均的な１日の様子が記載されていますか。

□ 週単位以外のサービス（福祉用具）、各月に利用する短期入所及び通院、その他の外出やインフォーマルなサービスを記載していますか。

**その他　サービス計画書について**

□ 居宅サービス計画書の作成・交付期間は問題ないですか。

□ サービス提供前に居宅サービス計画書が作成され、利用者等への説明・同意取得が行われ、利用者及びサービス事業提供者に交付していますか。

□ 各サービス事業者から個別サービス計画を受領していますか。

**サービス利用表**

□ モニタリング時に翌月のサービス利用表について説明をして利用者に交付し、署名（又は印）をもらったものを控えとして保管していますか。

□ 同意を得た日付を明記していますか。（欄外又は支援経過）

□事業所から送付された実績は、利用者に確認していますか。

**評価・モニタリング**

□ 月に１度は利用者宅を訪問して面接を行い、サービス利用状況の確認をしていますか。

□ 利用者・家族の満足度、目標の達成度、計画変更の必要性の記載はありますか。

**支援経過**

□ 家族・事業所等の日常的な連絡・調整を情報開示の際にも理解できるよう、客観的にわかりやすく記録していますか。

□ 支援のプロセスが時系列に記載されていますか。

□ 利用者・家族に行った説明・同意等は、いつ、どのような方法で、何を、誰に行ったか記録していますか。